

特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター

## 構造計算適合性判定業務の書類の閲覧規則

### (目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター（以下「センター」という。）構造計算適合性判定業務規程（以下「業務規程」という。）第50条第3項の規定に基づき、建築基準法（以下「法」という。）第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第1項及び法第18条第5項に規定する構造計算適合性判定（以下単に「判定」という。）を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、法第77条の35の15各号の書類（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体を含む。以下同じ。）を閲覧に供するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (閲覧に供する書類)

第2条 閲覧に供する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 判定の業務の実績を記載した書類
- (2) 判定員の氏名及び略歴を記載した書類
- (3) 判定の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類
- (4) 定款及び登記事項証明書
- (5) 財産目録、貸借対照表及び活動計算書
- (6) 役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類

### (閲覧できる者)

第3条 閲覧を請求できる者は、判定を受けようとする者その他の関係者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 建築主
- (2) 代理者
- (3) 設計者
- (4) 工事監理者
- (5) 工事施工者

### (閲覧の場所等)

第4条 往訪による書類の閲覧場所は、業務規程第6条に規定する事務所とする。

2 閲覧の時間は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

### (閲覧の申請)

第5条 閲覧を請求しようとする者は、書類の閲覧申請書（様式1）に必要な事項を記入し身分を証明するものの写しを添えて、センターに提出しなければならない。

### (閲覧の方法)

第6条 往訪による書類の閲覧は、次の各号による。

- (1) 第4条に規定する閲覧場所の指定した室で行い、その室以外へ持ち出してはならない。
- (2) 閲覧書類の複写は認めない。
- (3) 閲覧には、センターの職員が立ち会う。

2 オンラインによる書類の閲覧は、次の各号による。

- (1) センターが指定するオンライン会議システムによる。
- (2) 閲覧者は、身分証等と同一人物であることを常に監視できる環境で閲覧する。
- (3) パソコン画面のスクリーンショット等を含め、一切の複写は認めない。
- (4) 閲覧には、センターの職員が立ち会い、閲覧中のやりとりは録画する。

### (閲覧の拒否等)

第7条 センターは、次の各号のいずれかに該当する者（該当するおそれのあるとセンターが認める者を含む。）に対し、書類の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) 閲覧申請者が法第77条の35の15に規定する判定を受けようとする者その他の関係者に該当しないとセンターが認めた者
- (2) 閲覧の方法に違反した者又はセンターの指示に従わない者
- (3) 閲覧書類を故意に汚損又は破損した者
- (4) センター又は他の来訪者に不利益や迷惑を及ぼした者

### (閲覧方法の公開)

第8条 閲覧方法は、ウェブサイトへの掲載により公開する。

### (閲覧の記録)

第9条 センターは、申請者から書類の閲覧申請書の提出があった場合は、書類の閲覧記録簿（様式2）に必要な事項を記録するものとし、閲覧申請書を受理した日から5年の間保存するものとする。

### (委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、書類の閲覧に関して必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

#### 附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和6年11月15日から施行する。

## 書類の閲覧申請書

特定非営利活動法人

静岡県建築技術安心支援センター 理事長様

特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター業務規程第 50 条第 3 項の規定に基づく建築基準法第 77 条の 35 の 15 の規定による書類の閲覧を申請します。

申請年月日	年 月 日	
閲覧方法等 (該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください)	<input type="checkbox"/> 往訪による閲覧 閲覧場所：静岡県建築技術安心支援センター	
	<input type="checkbox"/> インターネットによる閲覧 メールアドレス：	
閲覧申請者 (判定を受けようとする者、その他関係者)	申請人の氏名	
	住所・所在地	
	電話番号	
代理者の場合	代理者の氏名	
	代理者の住所	
	電話番号	
	閲覧申請者との続柄	
閲覧する書類 (該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください)	<input type="checkbox"/> 1 判定の業務の実績を記載した書類 <input type="checkbox"/> 2 判定員の氏名及び略歴を記載した書類 <input type="checkbox"/> 3 判定の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類 <input type="checkbox"/> 4 定款及び登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 5 財産目録、貸借対照表及び活動計算書 <input type="checkbox"/> 6 役員及び構成員の氏名及び略歴を記載した書類	
閲覧の理由		
閲覧状況 ※申請者は記入しないでください	閲覧の場所	
	身分確認の方法	
	立合者の氏名	

※身分確認は、身分証明書、自動車運転免許証等本人が確認できるものとする。

様式2 (第9条関係)

書類の閲覧記録簿

年度閲覧分No. \_\_\_\_\_

特定非営利活動法人静岡県建築技術安心支援センター

No.	閲覧方法	閲覧年月日	閲覧者氏名	閲覧内容	立会者 印
1	往訪・Web				
2	往訪・Web				
3	往訪・Web				
4	往訪・Web				
5	往訪・Web				
6	往訪・Web				
7	往訪・Web				
8	往訪・Web				
9	往訪・Web				
10	往訪・Web				
11	往訪・Web				
12	往訪・Web				
13	往訪・Web				
14	往訪・Web				
15	往訪・Web				

※該当する閲覧方法に○を付す

※立会者は、閲覧図書が落丁・汚損等の異常なく、適切に返納されたことを確認する。